

平成20年度 第2回文化財保護審議会（議事録）

平成21年(2009年)3月26日(木)

開始 15:55

終了 16:30

県庁西庁舎301号会議室

1 開 会

酒井文化財係長

ただ今より長野県文化財保護審議会、平成20年度第2回を開催いたします。
初めに、長野県教育委員会山口教育長からご挨拶を申し上げます。

2 山口教育長あいさつ

開会に先立ちまして一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、平成20年度第2回長野県文化財保護審議会お願いしましたところ、お忙しい所を差し繰りお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の文化財保護行政に、格別のご支援をいただいておりますことに対し心から御礼を申し上げます。

本日は、昨年9月にご委嘱後、はじめての審議会として、開催いたしました。

今期から、改めて会長に選出されました後藤会長さんをはじめ、各委員の皆様におかれましては、本県の文化財の保護に関するご指導に、改めてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、前回の審議会以降、本県の文化財の状況につきまして、触れさせていただきたいと思います。

初めに、国登録の文化財でございますが、今年の1月8日付けで、小川村にございます「薬師沢石張水路工」以下8件の砂防施設が、国の登録有形文化財となりました。次に、県指定の文化財ですが、前回の審議会でご答申いただきました、大鹿村福德寺の「木造薬師如来坐像・阿弥陀如来坐像」以下3件につきまして、10月20日付けで県宝及び県有形民俗文化財の指定を行いました。以上により、県内の国・県の文化財指定件数は、1,075件となりました。

このほか、昨年9月末には、文化庁から世界遺産の国内暫定一覧表への追加記載に関する発表がございました。県内から提案しておりました4件は、この中に入りませんでした。関係自治体では、これを契機として、調査研究や資産保護などに、息の長い取り組みを行う予定としております。

また、昨年施行されました「歴史まちづくり法」に基づく取り組みとしまして、下諏訪町における「歴史的風致維持向上計画」が今月11日に、県内で初めて、国の認定になりました。今後、県内の他市町村においても、地元の文化や歴史に誇りを持ち、まちづくりの観点から、文化財保護の取り組みが進むよう、支援してまいりたいと考えております。

さて本日は、県宝、県無形民俗文化財及び県名勝への指定について4件のご審議を

お願いいたします。また、新たな県宝指定に向けまして、2件の諮問を予定しております。宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。

3 後藤会長あいさつ

酒井文化財係長

続きまして、後藤長野県文化財保護審議会会長からごあいさつをお願いいたします。

後藤会長

これから2年間会長を務めさせていただきます。宜しくお願いします。

教育長のごあいさつにありましたように、歴史まちづくり法で新しく下諏訪町が認定になったということで、更に歴史まちづくり法で計画を進める市町村が増えてくることが望まれます。また、最近、火災が沢山発生しています。今日も答申に茅葺き民家がありますが、県内の文化財の防災を着実に進める必要があります。設備に頼るのだけではなく、地域の人々と市町村、専門家の三者が一体になって、より文化財の保護の取組を強めていくような、文化財に対する愛着を深めていく体制を築かないと防災は達成できないと思います。そういう点で審議会も努めて協力できるような体制が築いていけたらと考えています。

それでは、議事が円滑に進むよう委員各位の御協力をお願いします。

酒井文化財係長

ここで、山口教育長は所用のため退席させていただきますのでよろしくお願い致します。

(教育長退席)

4 会議成立報告

本日の委員出席状況について申し上げます。

審議会委員15名中、本日12名の出席でございます。

【出席委員】 会田 進 浅倉有子 桐原 健 後藤 治 武笠 朗
矢島 新 吉澤政己 倉石あつ子 安室 知 亀山 章
中村雅彦 和田 清

長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項の規定により、後藤会長さんをお願いします。

5 議 事

(1) 議事録署名人の指名

後藤会長

はじめに、本日の議事録署名人を武笠委員と矢島委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音については、従来より、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

後藤会長

ご異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影、録音についてはこれを許可します。

(2) 長野県宝等の指定について

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議を進めたいと思います。

ア 旧千國家住宅

はじめに「旧千國家住宅」についてご審議をお願いします。

この案件について私と吉澤委員さん、浅倉委員が調査しましたので、吉澤委員、浅倉委員にご説明の方をお願いいたします。

浅倉委員

(ア) 沿革

それでは歴史的経緯のところを御説明させていただきます。旧千國家住宅は、5 p にございます。ご覧になった委員さんも多いのではと思いますが、千国街道を紹介する時に必ず写真が出てくるくらい有名ですが、古文書が極めて少なく歴史的経緯を説明したものが少なく、今回調査したものは限られたものしか出てきませんが、おそらく近世に遡るだろうと考えられることができましたのでご紹介させていただきます。

この旧千國家住宅は近世において、荷物の継立と検査を行う継荷宿、荷宿と称されますが、その一つと考えられます。継荷宿は、荷物の積み荷だけでなく、宿泊機能をもっていたこと、牛方が牛と同じ宿に宿泊されることということで「牛方宿」と言われます。根拠となる資料は乏しくて、1つは家相図ですが6 p にございます。家相図は道路をはさんで母屋、牛小屋と表記されていまして、元治元年(1864年)幕末段階で「牛小屋」と表記されている絵図から、おそらくそういう機能をもっていたと推測されます。母屋内には馬屋と書かれたものもはっています。聞き取り調査から宿には近來のものですが、牛方だけでなくボッカも泊っていた。牛は春季から夏季でボッカは冬季に運送の機能を担うわけですが両方が泊っていたと考えられます。近代資料は明治16年(1882年)の大福帳が2点出ています。それを見ますと、手数料等の不足を貸したとか、宿泊者の不足宿賃を貸したとか、千國家が大量の田づくりを仕入れていたという記述が散見され。明治以降も物資の輸送、流通に関与しており、あわせて宿泊機能、さらに仕入れ問屋の機能ももっていたことが考えられます。そういう機

能がおそらく近世から来ていると考えられます。大正12年(1923年)にも「大福当座帳」があり、そこでも宿泊機能を維持していたことが考えられます。歴史的な経緯は以上です。続いて吉澤委員に代わります。

吉澤委員

(イ) 構造形式

この建物は昭和39年(1964年)まで住居として使われましたが、その後は民俗資料館として公開されて平成13年からは村の所有になり、翌年から2年にわたって半解体修理工事が行われ、現在に至っております。それが5pの写真です。

縮尺1/50で家相図に書かれている6pの主屋ですが、主屋の家相を見て、玄関前のところがよろしくないため、座敷のところ、座敷の前に式台風の玄関がついているところをそうせずに壁に閉ざす構造としていることが家相から分かります。

構造は主屋の梁間6間(10.92m)、桁行10間4尺(19.41m)、平屋建て(1部2階)、寄せ棟造り、妻入り、茅葺きで街道に面した西側を入口にしています。南側と西側に下野を付けるという形であります。

5pの上の写真は丁度、背面側になっております。これの下の写真が入口側の写真になっております。間取りは入口をいって、土間に面して馬屋、台所(デイドコ)、茶の間があって、6pの家相図の主屋のところを見ていただくと、茶の間の奥に、寝間があるという形であり、その上手の奥の方に玄関、座敷、上座敷が並ぶという間取りです。

この建物の特色は、街道に沿って妻入りの建物になっております。平面は上手の方の梁行に座敷を並べている座敷を並べるという形で、北安曇郡下の平入民家の形式を踏襲しております。街道に面するという事で、街道側の方を主な出入り口とすることが少し変わっております。それから入り口部分を少し下げている。5p下の写真右側ですが、牛方宿と書いてある大戸があるのですが、そこまでのところに庇があるのですが、おそらく荷物を降ろす際に、雨天時に濡れないように工夫をしていたと思われま

す。

構造で中心部分に太さが20cm以上の太い柱を9本建てている。これは雪が多いということで強固な構造にしているところが特色であります。

主屋の南側に建つ土蔵ですが、6pの家相図を見ていただきますが、一番下の方に土蔵と大きな文字があります。梁間2間半(4.55m)、桁行3間(5.45m)、二階建て寄棟造、妻入、置屋根形式で正面側に下屋を付け、その下屋の一部を味噌部屋としております。こういった土蔵があって入口の脇のところに味噌部屋をつくるという形もこの地方の土蔵の造り方の特色であります。壁から90cmほど離して柱を立てて、何段かで軒を通してこれに秋に収穫した稲藁をかけますと、壁の漆喰が傷まない、濡れない雪囲いとしての役割もありました。これも小谷・白馬地方の土蔵に見られる形式です。

この土蔵は頑丈に作られており、柱を緻密に建てて柱と柱の間にさらに川原の石を握り拳大、もう少し大きなものをびっしりと詰めておりまして、おそらく盗賊に入られないためのことだったと思います。

(ウ) 建築年代

建築年代に関しては、主屋は特色から年代を推定しますと、敷居から鴨居までの高さは5尺6寸5分、今は標準的には5尺8寸であり大分低い数字に抑えられていますが、こういう民家は18世紀半ばの建物の特色です。古い形をとっていますが、間取りは座敷も整っているということです。座敷が整っていることは19世紀の特色です。開口部の雨戸ですが、全体を雨戸にするというのは比較的新しいことです。両方足して二で割るということではありませんが、おそらく18世紀末期～19世紀初期、寛政年間から文化文政期になりますが、そのころの建築であろうと思います。一方、土蔵は二階の棟にあります太い牛梁に文政11年という年号が書かれています。1828年の建築ということが分かります。おそらく母屋はそれより前に建てられたと推定できます。

(エ) 指定理由及び根拠

この建物を候補物件とする理由は長野県宝の指定基準(7)建造物の(ウ)歴史的重要なもの、(オ)流派的又は地域的特色において顕著なものがあげられます。

候補理由としましては、旧千國家住宅は「塩の道」千国街道のボッカ、牛方の荷宿として、比較的規模が大きく保存状況が良好であること。また、北安曇郡内における民家の形式をよく伝えていきます。このため旧千國家住宅は、千国街道の歴史を知る上で価値が高いだけでなく、長野県の多雪地帯の民家の形式や民族を知る上でも貴重な存在であります。

後藤会長

ただ今の説明について何かございましたら、ご発言をお願いします。ございませんでしょうか。

(発言なし)

それでは、本件について、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

イ 木造金剛力士立像

次に、「木造金剛力士立像」の審議をお願いします。

この案件については、武笠委員に説明していただきます。

武笠委員

(ア) 概観

資料は8p～13pに図版がございます。案件は10pの「7 概観」を主に説

明させていただきます。佐久市の上宮寺の木造金剛力士立像でございます。旧臼田町にあります新海神社の神宮寺を継いでおります上宮寺の仁王門に安置されている金剛力士立像2軀です。以下、「二王」と称します。本二王はそれぞれ280cmほど。阿形、吽形ともに一般的な姿で、檜材の寄木造、彩色仕上げになる像でございます。彩色はすべて塗り直しでございます。本尊につきましては平成19年に阿形像内から墨書銘が発見されまして注目されました。吽形像にも銘文があることが確認されています。銘記は造像銘であり、かなりの情報を伝えています。まず、本二王が新海山神宮寺の二王で、当寺の雄円阿闍梨や大旦那源朝臣や藤原朝臣長康らによって造立されたものと知られます。

この雄円阿闍梨は新海三社神社三重塔の永正12年(1515年)の風鐸銘に「住持雄円」という名前が出て来たりして、それと同一人物かということが注目されているわけです。そういったわけで新海神社の歴史を考える上でも非常に重要な資料となるわけです。その銘文によりますと制作年代は文明2年(1470年)4月から5月にかけてで、仏師は大工祐得、同少納言、小工伊賀寺雄真などでありました。この銘文が12pに出てまいります。こちらの方は阿形像の銘文のみですけれども、とくに下の方の銘文に色々詳しい情報を伝えております。最後に年記が出てまいります。真ん中あたりに新海山神宮寺二王、それから一番最初のところに仏師大工雄得、同少納言、小工伊賀寺雄真、同三位などの仏師名、仏師の名前が出てまいります。個々の仏師の名前については今、他に知られるところはありませんが、大工が仏師を名乗る例は非常に珍しく、他にも「大工」「鍛冶大工」などの名乗りが見られ、仏師と番匠、大工との関係を考える上で非常に注目される資料、銘文になります。建仁3年(1203年)造立の東大寺の南大門仁王像の造立に仏師運慶快慶とともに番匠がかかわっていたことが知られていますが、そうした関係からやがて彫刻する大工が出てくるという流れなのかもしれません。

また、この仁王像の後15世紀末から16世紀を通じて、奈良にいわゆる宿院仏師という仏師達が活躍しますけれども、16世紀第一四半期までの宿院仏師の前身の工人たちは、銘記で自らの名に「番匠」「仏師番匠」「番匠衆」「木寄番匠」などの名乗りを冠しております。それ以後は仏師と名乗るようになってくるわけですが、初期の頃にはこういう名乗りをしておりました。「仏師大工祐得」はこうした流れの先例として極めて重要な存在であろうかと考えられます。また、銘文をご覧いただきますと、工人の中に「五郎三郎」などの「郎」を連ねた人名が見られますが、これも宿院仏師の人名と似ており大変興味深いところでもあります。以上、銘文に関する評価です。表面の後補の彩色が像の印象を悪くしていますが、像の出来栄は大変良いものでございます。まず、なにより堂々たる体躯や迫力ある大きな顔が注目され、特に強く瞋目させ、目を怒らせた大きな肉づけの表情が力強く印象的です。鎌倉前期に成立した写実的な力強い二王の表現を受け継ぐものであり、大づかみな肉付けがより二王らしい豪快さをもたらしています。室町期で時代は下がるのですが、大変優れた像であるといえます。県内の金剛力士像は県宝指定作例が5件知られています。このうち、上田市の中禅寺像(平安~鎌倉12世紀後半)が最も古く。一番最後の伊那市の仲仙寺像は室町時代の作で本二王と同じで作で、

こちらは京都の康忠という中央の仏師の作として貴重なものであります。他の3件が鎌倉後期の作となります。本二王像は仲仙寺像とほぼ同時期で室町期の作でございますけれど、作者名が知られ、上記のとおりその意義が大変深く、なおかつ出来栄が大変優れており、県宝指定に相応しいものと思われます。

(イ) 指定理由及び根拠

長野県宝指定基準は(1)絵画及び彫刻のアとエ、特殊な作者、流派又は地方様式となります。これに該当するかと思います。(2)指定理由は、上宮寺の仁王門に安置される半丈六の金剛力士像2軀であります。檜材の寄木造りで彩色を施し、阿吽両像いずれも像内に墨書銘があり、特に阿形像のそれにより、文明2年(1470年)に新海山神宮寺の二王として仏師大工祐得、同小納言等により造立された像であることが知られます。室町期の制作年代や作者名が明らかな二王像として貴重なものです。作者の仏師大工祐得等は、大工が仏師を名乗った事例として珍しく、室町期に出る宿院仏師などの大工から仏師に変わったとみる仏師の存在を考える上で重要で、彫刻史的にも注目されます。また、室町期の作ではありますが、迫力のある力強い二王で、優れた出来栄を示して見応えがあり、造形的にも高く評価できます。さらに、銘文が室町期の国指定建造物を2件伝える新海三社神社の最古の文字史料ともなるもので、建築との関係や神社の歴史を考える上でも貴重です。以上により県宝指定に相応しいものと思われます。以上でございます。

後藤会長

ありがとうございます。それでは説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

先ほどの12pの墨書の関係で左の上に読めない字が入っています。作大工というのがあって、ここが木作(造)大工と読めるのではないかなという気がします。そうすると、枠組みというか、大枠を作ったのはこちらの大工かなという感じもします。

武笠委員

そうかもしれません。もう少し気合いを入れて調べるともう少し文字が分かるかと思しますので、次の調査でより正確を期したいと思います。ありがとうございました。

後藤会長

是非、お願いします。他にご意見等ありますでしょうか。

浅倉委員

文明二天(の次の漢字)庚は寅でよろしいんですね。「腫れる」って字はクエッションになっているんですが。寅、寅年ですか、文明二年は。

武笠委員

これは、干支はこれでいいはずですが。

浅倉委員

それでしたら、たぶん寅。

あのカタカナでないですが、寅でいいと思います。異体字でありますので。

後藤会長

他にありませんでしょうか。

それでは本件を長野県宝に指定することが適当であるので、答申したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは長野県宝に指定することが適当である旨答申することに決定いたします。

ウ 穂高神社の御船祭りの習俗

次に「穂高神社の御船祭りの習俗」についてご審議をお願いします。この案件について倉石委員に報告をお願いします。

倉石委員

ご説明に入る前に表記の統一をしなければいけなかったのですが、文章を作成する時点ではできていなかったもので、統一をお願いしたいと思います。名称のところですが、「穂高神社のお船祭りの習俗」ということになっておりまして、「お」がひらがなになっておりますが、この「お」を漢字の「御」にしていただき、「御船祭り」(おふねまつり)というふうに表記を統一したいと思います。地元保存会の最終確認が取れましたので統一したいと思います。説明に入らせていただきます。

長野県無形民俗文化財で、名称は「穂高神社の御船祭りの習俗」。所在地は安曇野市穂高6079穂高神社内で、保存団体は穂高神社内の「穂高人形・御船祭保存会」で表記にしてください。

(ア) 行事の概要

祭日は9月26日と27日で、26日が宵祭り、27日が本祭りでございます。江戸末期には旧暦の7月26日、27日に行われていた祭りです。太陽暦の導入によって現在の祭日になったと説明されています。

(イ) 起源

祭りの起源は安曇族の中興の祖である安曇比羅夫が百済の王子を王位に就かせるために出兵して無事に王位に就かせたが、新羅と唐の連合軍に攻められて、白村江で戦死したその日が663年の旧暦8月27日であってそれを記念した追悼の祭りだという説明がされています。一方、安曇族が海神を司ったことによるという説明もされています。祭りの説明として、こういう民俗的な芸能も伴った祭りであるとの説明もなされています。これに係る文献の所見は、正徳5年の文献(資料1)が最初だと言われていますが、私はまだ文献に当たっておりませんので、もしかしたらもっと古いもの

があるのかもしれませんが。ここに書かれておりますように「保高村」「保高町」「等々力町」の3か村でこの祭りを実施しているということがございます。御船は船鉾ふなぼことも呼ばれて、大人船2艘、子供船が3艘を出されということで、現在に至っております。

(ウ) 祭りの概要

9月26日の宵祭り

祭りを催行する関係者及びその警護する人たちの祭礼、祭祀が行われます。これを「オフリヨウ渡し」とか「オフリヨウが渡る」というように呼ばれておりまして、このオフリヨウ渡しを維持する村というのが等々力村4か村、松川組と呼ばれている7か村というふうに決められております。その中には、船の用材を提供する有明区の天満沢が含まれております。9月27日の本祭りが、船が引き廻され非常に華やかな勇壮な祭りの当日ということになります。

祭り

祭りは、どのようにおこなわれるかと申しますと、午後2時半ごろから御船が穂高神社の境内に入って来るのですが、御船はその前に関係町内を曳き廻されます。そして、その後、2時半ごろに穂高神社の南神苑に入ります。この祭りのメインは実は大人船2艘で子供船3艘は、大人船を補佐するような華やぎを添えるものとして曳き廻されております。それぞれが、神楽殿を三周する。子供船は境内から出ていきますし、大人船は神楽殿を三周した後、よその船とぶつけ合います。それは、19pから23pまで写真がございましたのでご覧になっていただければ、御船の外側には20pにございますような、女腹側には女性の着物、子供の着物が掛けられ、男腹側には男性の着物が掛けられて、周囲を練り歩く時、神楽殿を三周する時はこの着物がかけられたまま廻ることになる。愈々腹のぶつけ合いの時になりますと、着物は全て取られまして、23pにございますような骨組の木枠だけの状態になります。

(エ) 船の組み立て

船の作り方ですが、17pにありますように、船の構造は、大きく3つに分けられております。土台となる車輪の付いた檣部分と男腹・女腹を作る二本の廻し木(腕木ともいう)腹部分ですね、ナル木を使った撓めた部分で23pを見ていただくとよくおわかりになると思います。木偶人形を飾る山部分との3つに分けられております。出来た形が、21pの写真を見ていただくと、先ほどのナル木の真ん中部分に飾り物が飾られて、実は飾り物が本当は見せ場なのかもしれません。20年の出し物は「真田幸村の奮戦」というようなものでしたが、年々違うものが作られて、何を出すかは船をつくる人々の工夫でもあるし、見せ場でもあるようです。船の造り物の裏側は22pの写真7でございます。御船の裏側の状態はそのようになっておりまして、御船の背景が作られている裏側には、節句の残り旗が縫い合わされて幕のように垂らされていて、曳航してあるときは非常に華やかなものとして見ることができます。飾り物は21pの写真6を見ていただきますと、そこにございますように、木偶の頭部に使われています。余談ですが、御船会館では木偶を作成できる人がいなくなってきており、木偶作りの教室が開催されています。出来がった船を町内に曳き廻した上で、神

社の境内に入り、船の男腹と女腹をぶつけ合うまでの間、22p写真にありますように、お囃子衆が自分たちの船の前で記念撮影をしたり、船を出している村の人々がこの前で記念撮影をしています。時間になると、今まで飾り付けていた着物を取って、骨組みだけのナルの部分だけにして、女腹と男腹をぶつけ合う。23pを見ていただくと、ものすごく激しいぶつけあいで、飾ってある人形の頭が飛んだり、飾っている松の木がすっ飛んだりとか、そういう状態になります。このナルには、ぶつけ合いの時に、お囃子衆は入っていて、笛、太鼓で演奏を続けています。どうも「ぶつけ合い」がクライマックスかなと思います。ぶつけ合い後、それぞれの村に帰って行くわけですが、見物客も「見場」がよく分かっている、ぶつけ合いが終わってしまうと、もうどんどん帰って行くという状況でございます。

(オ) 指定理由及び根拠

指定基準ですが、第4 長野県無形民俗文化財の指定基準、(2)年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すものが当てはまると思います。指定理由ですが、御船と呼ばれる山車の曳航する祭りは、そこに書きましたように、東は佐久地方から南は諏訪地方など、結構県内広い範囲に及んでいるのですが、昭和48年時点の報告書を確認したところによりますと、三郷、堀金、豊科、穂高、池田、松川、本城、坂北などの中信地区40数か所に存在が確認されております。祭日等は早いところで3月下旬から、遅いところは10月下旬までといろいろありますが、その中で穂高神社の御船祭りは非常に規模が大きいし、祭祀組織と関わる人々、及び祭を支えるための奉仕する集落等が非常に明確に定められており、現在もその伝承に則った運営がされております。穂高神社という神社そのものの古さにもよるところもあると思いますが、祭に関係する様々な文書が残されており、祭の催行等がそれらに則る形で行えることが、現在の祭を維持している大きな要因であることは確かと思われまます。祭りの大きな特色は大人船2艘の規模の大きさと子供船3艘を合わせた5艘の曳航と、その後の2艘の大人船の男腹と女腹をぶつけ合いにあるとあってよいかと思ひます。長く培われ継承された安曇野の祭礼文化の典型的なものとして、長野県指定無形民俗文化財に相応しい祭礼ではないかと認められます。以上でございます。

後藤会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に質疑等ございましたら順次ご発言をお願いいたします。

はい、浅倉委員。

浅倉委員

確認です。15pの中頃ぐらいに簡単な「舟」の字になっていますが、直してよろしいでしょうか。

倉石委員

先ほど申し上げましたように、大きい「船」に直させていただきます。

後藤会長

ありがとうございます。それでは他にご意見がございますでしょうか。それでは私のほうから。今、このお祭りに関して、記録の保存状況とか、もし保存され記録がとられているとしたら、その公開状況を教えてください。

倉石委員

この穂高人形・御船保存会と神社境内にあります御船祭保存会館が、保存しているようですけれど、文書の公開はそれほどされておりません。私もそこまでしっかり確かめてないのですが、かなりの文書があって、例えば今年の飾り物に何を出されたか、ずっと記録されておりますので、昭和の始め頃からのものはあります。

後藤会長

他にご意見がございますでしょうか。

それでは、本件も長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

エ 山口家庭園

次に、山口家庭園についてご審議をお願いします。この案件につきましては、亀山委員に説明をお願いいたします。

亀山委員

(ア) 現状

はい。資料の28～33pです。33pに地図が載っていますが、山口家は安曇野市の烏川が作った扇状地のちょうど扇の要の部分に所在してございます。27pに戻りますが、名勝の候補にございます山口家庭園で、所有者は旧堀金村、現在の安曇野市堀金の山口さんが所有しております。山口家は江戸時代初期より安曇野地方の大庄屋となり、その後、この地方に広大な屋敷を構えたものです。庭園は主屋の書院建築の北側に配され、建物とともに元禄期の作庭と推定されています。31pをご覧くださいと、庭園のところが一点破線で囲まれています。これが指定の候補の場所でございます。南側三分の1程が庭園になっていまして、北側の三分の2は山林でございますが、これは庭園から見える部分ですので、この部分が廃園されると庭園の景がダメになってしまいますので、この部分の山林を含めて指定したいという考え方でございます。庭の面積は700㎡ほどでして、その中央に75㎡ほどの池泉がございます。池泉は東西にやや長く、池の西部に亀島が一島があります。少し拡大しますと32p

の図をご覧くださいますと、真ん中に池がありまして左側に島がございます。島には手前の切石橋と奥の板橋の二橋が架けられております。池の中央部は南北とも緩やかな出島状となっており、そのために池が狭められています。池は東北隅に湾入して、その部分に滝の石組みが組まれています。池は滝から南方に広くなり、南東の隅に向かって池水を流しております。

庭の北方は緩傾斜の山地の斜面になっておりまして、築山に見立てられております。池泉の北東部には巨石の石組みがありますが、これは29pに写真がありますが、事前のお配りした資料の方が少し鮮明だったのですが、真ん中の写真の板橋の向こうに大きな石があります。そこから北西部に巨石が点々と配されております。特に、板橋を渡って左手の巨石は、庭の中心の景の一つであり、蓬莱石とみなされます。北西部の奥には石造の五重層塔がございます。書院の場合には、石灯籠があり、書院から庭には飛び石が打たれております。その様子は29pの一番下の写真ですが、右側の黒い部分が池ですが、池の左側のところに飛び石がありまして、これが自然石の飛び石と石と切石を交えて使っております、緩急の動きが感じられます。東端の床書院付きの十畳間は松本藩主が訪問する際の部屋にされたものであり、ここから庭に降りると正面の池畔に巨石の船着石が置かれておりました。これも庭の景をなすものでございます。

本庭の景は石組と植栽から成っており、特に植栽が景の要素として重要な役割を果たしております。植栽は主景となるキャラボクの刈り込み、(写真の29p上の段参照)その周辺にカエデ類の仕立て物や、イチイとコウヤマキの仕立て物、シャクナゲ・チョウセンマキ・ヤマグルマ・イトヒバなどの低木類、さらには、サツキなどのツツジ類の株物が季節を替えて趣をなし、背景はスギ・檜・サワラの高木に囲まれています。

候補物件は、平成4年に旧堀金村(現安曇野市)の天然記念物に指定され、平成17年に町村統合に伴い、安曇野市天然記念物に指定され保護管理されて参りました。

(イ) 指定理由および根拠

本庭は、江戸時代初期から続く大庄屋としての旧家に保存されてきた庭でありまして、書院建築とともに同時代の庭園がよく保存されており、文化財としての価値が高く庭園史の史料としても学術的価値が高いと思われれます。これらのことから、当該物件は長野県名勝の指定基準(1)公園、庭園に相応しいものと考えられます。

なお、候補物件は、石組のたわみや樹木の剪定不足がみられることから、庭園内の整備に努めて、文化財としての価値を高め、多くの人々に親しまれる名勝として活用されることが望まれております。以上です。よろしく申し上げます。

後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして質疑等がございましたら順次ご発言をお願いいたします。

浅倉委員

住居部分はようになっていたんですか。

亀山委員

32pの住居のところですが、東側部分は原型をとどめていますが、西側の3分の1程がかなり大幅に変えられてしまっています。それで、建築物としては文化財に指定されてこなかったということです。

後藤会長

吉澤委員は見えていないですか。

吉澤委員

見えていないです。

後藤会長

では、事務局のほうから。

事務局

今週の月曜日、安曇野市と一緒にこちらを文化財登録という方向で所有者と話を進めようかということで、次年度以降、文化庁調査官に調査いただいて、庭園とともに登録有形文化財となるかどうか見ていただくような話を進めてございます。

後藤会長

建物も庭も是非、一緒に文化財になるようお願いしたいと思います。それでは他にご意見、ご質問がありますでしょうか。それでは、わたくしから。公開はどの程度できるというような見込みなのでしょうか。

亀山委員

現在も、少しだけ入園料をとって公開をしております。

後藤会長

わかりました。ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等ございますか。

それでは本件も、長野県名勝に指定することが適当である旨、答申したいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県名勝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

以上で本日答申を行う案件の審議を終了いたします。事務局から各委員に答申案を配布してください。

それでは、答申案を事務局で朗読してください。

酒井文化財係長

20文審第3号、平成21年(2009年)3月26日、長野県教育委員会あて、長野県文化財審議会会長名でございます。長野県宝等の指定について(答申)。

下記の文化財を長野県宝、長野県無形民俗文化財及び長野県名勝に指定することが適当である旨答申します。

- 1 長野県宝に指定する文化財 名称 ^{きゅうちくにけしゅうたく} 旧千國家住宅 員数 主屋1棟、土蔵1棟、附 家相図1点 (注:後日、家相図は「1幅」と訂正)
所在地 北安曇郡小谷村大字千国乙840番地
所有者の住所及び氏名又は名称 小谷村
名称 ^{もくぞうこんごうりきしりゅうぞう} 木造金剛力士立像 2 軀 所在地 佐久市田口2,553番地 1
所有者の住所及び氏名又は名称 佐久市田口2553番地 1 ^{じょうぐうじ} 上宮寺
- 2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財
名称 穂高神社のお船祭りの習俗(注:今審議会にて「御船祭り」と訂正)
所在地 安曇野市穂高神社
保存団体の住所及び名称 安曇野市穂高6079 穂高神社内
穂高人形・御船祭保存会
- 3 長野県名勝に指定する文化財
名称 山口家庭園 所在地 安曇野市堀金烏川70-1、74-1の一部
所有者の住所及び氏名 安曇野市堀金烏川70 山口 裕
以上でございます。

後藤会長

間違いというわけではありませんが、家相図の数え方ですが、「1点」よりは「1紙」など紙であることがわかる員数の方がよいのではと思います。他にございませんか。それでは、以上訂正いただきまして、答申書を交付いたしたいと思っております。

(答申書交付)

後藤会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

酒井文化財係長

それでは、お手元に配布しました諮問書の朗読をさせていただきます。

20教文第480号平成21年(2009年)3月26日、長野県文化財保護審議会会長様、長野県教育委員会、長野県宝の指定について(諮問) 下記の文化財を長野県宝に指定したいので、文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第3項の規定により、

長野県文化財保護審議会に諮問します。

記、長野県宝に指定する文化財、名称 「木造聖観音立像 員数 1 軀」、所在地 上水内郡中条村日下野1874、所有者の住所及び指名又は名称 上水内郡中条村日下野1874 正法寺。「木造四天王立像 2 軀」、所在地 同上でございます。所有者の住所及び氏名又は名称も同じく正法寺でございます。

なお、お手許の審議会の資料の32p以下に諮問文化財の概要を記載しておりますので、その36pに木造聖観音立像1軀、38pに木造四天王立像2軀の概要がございます。以上でございます。

後藤会長

ただ今諮問されました諮問されました2件につきましては、今後、委員さんによる調査を実施しまして、次回以降に審議していただく案件でございます。提案理由について質疑等がございましたら、順次発言をお願いします。質問ありませんでしょうか。

(質疑なし)

それでは諮問されまして2件につきましては、担当委員の調査が済み次第、次回以降の審議会で審議を行うことに決定します。次に、その他といたしまして何かございますでしょうか。

酒井文化財係長

事務局から21年度の委員会の審議と概ねの日程についてご提案申し上げます。例年どおり、2回目の審議につきましては概ね、皆様の日程等お揃いではないと思いますが、9月上旬頃を目途に皆様に別途調査の審議状況を踏まえまして、御照会をしまして開催させていただきたいと思っております。また、2回目の審議会ですが、本日は3月下旬ということですが、1月から3月の間、それぞれのお仕事の関係で、大変ご繁忙の時とは思いますが、調査審議の状況を踏まえまして、別途、日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

後藤会長

ただ今の日程の関係で質問がございますでしょうか。

冒頭でも申し上げましたように、我々も極力協力しますが、民間の専門家、県内の専門機関、美術館・博物館、大学がまた密接なつながりをもって文化財の調査、保護に当たれるように体制を築くことに、今一層の努力をお願いできればありがたいと思っておりますので、是非よろしく申し上げます。

以上で本日の議事は全て終了しました。委員の皆様の御協力に対しまして感謝申し上げます。

酒井文化財係長

ご審議ありがとうございました。ここで最後に文化財生涯学習課長、長澤から皆様

にご挨拶を申し上げます。

長澤文化財・生涯学習課長挨拶

改めまして本日のご審議につきまして一言御礼を申し上げます。

本来でありますと午前中の打合せ会議から出席をいたしましてご挨拶を申し上げるところでございますが、別の会議に出席しておりまして、失礼をさせていただきました。お許しをいただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、本日、長野県宝等の指定につきまして、大変長時間にわたり慎重かつご熱心なご審議をいただき、本当にありがとうございました。

本日、答申をいただきました、^{きゅうちくにけいじゅうたく}「旧千國家住宅」、「木造金剛力士立像」、「穂高神社の御船祭りの習俗」そして「山口家庭園」につきましては、4月に開催を予定しております県教育委員会の定例会におきまして、指定の決定をされますよう、上程に向けた所定の手続きを、今後進めさせていただきたいと思っております。なお、指定後は、県文化財として適切に保存されるよう努めて参る所存でございます。

また、本日、審議会に諮問のお願いいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、調査につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最後になりましたが、委員の皆様には、平成22年9月19日まで継続して審議委員をお引き受けいただきました。あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当に委員の先生方、大変お忙しいところ、また遠路お越しをいただいております。今後とも長野県の文化財保護行政に、格段の御指導を賜りますようお願いをしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

酒井文化財係長

以上をもちまして、平成20年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

平成21年(2009年)3月26日

議事録署名委員

武笠 朗

議事録署名委員

矢島 新